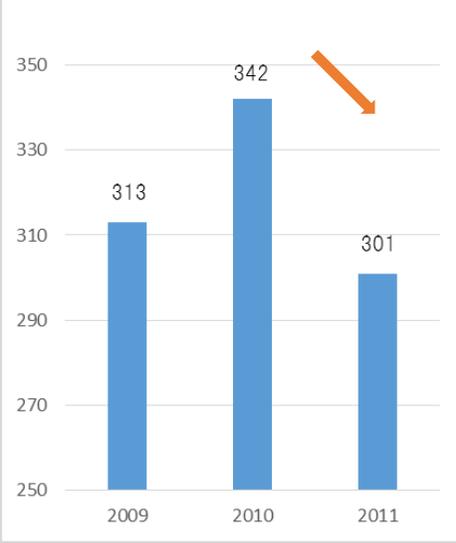


ALPS処理水の処分に関する北海道からの要望について

令和3年7月9日 北海道

① 震災後の道産水産物輸出額の推移

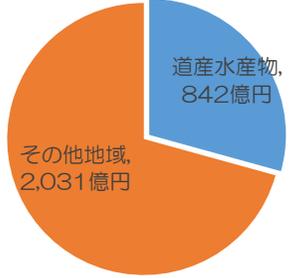


※道内港からの輸出分

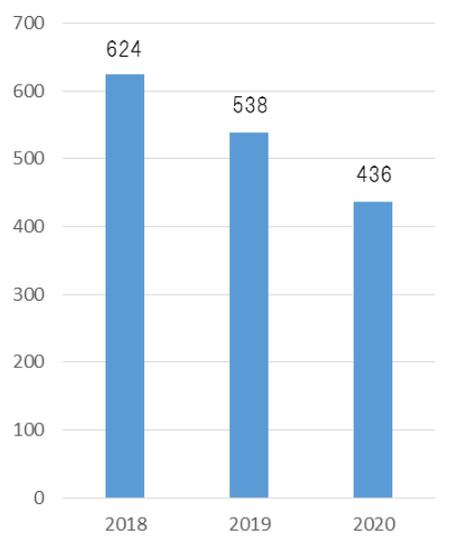
② 道産水産物の放射性物質モニタリング結果



③ 全国輸出に占める道産水産物の割合(2019年)
(貿易統計 道内港+道外港 推計値)

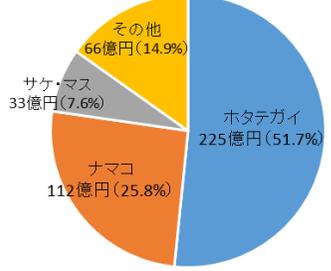


④ 近年の道産水産物輸出額の推移



※道内港からの輸出分

⑤ 道内水産物品目別輸出額(2020年)



⑥ 地域別輸出先(2020年)

地域	輸出額	割合
中国、台湾、香港、韓国	452億円	78.2%
ASEAN	74億円	12.8%
欧米	45億円	7.9%
その他	7億円	1.2%
計	578億円	

北海道からの要望事項

1. 関係者に対する説明と理解促進

- 基本方針について、農林漁業者はもとより、広く国民や諸外国の理解が得られるよう、科学的なデータ・根拠に基づく丁寧で分かりやすい説明を行うこと。

2. 安全性の確保

- 海洋放出については、浄化处理の確実な実施や重層的な測定・監視など、安全性及び透明性の確保に万全を尽くすこと。
- 水産物のモニタリングを継続・拡充すること。
- 処理水の処理設備の能力向上や新たな技術の導入などについて、継続的に取り組むこと。

3. 風評被害の防止及び影響の抑制

- 新たな風評を発生させない取組を確実に進め、本道の農林水産業や食関連産業などに対する風評や諸外国の輸出規制に対して万全の対策を講じること。
- こうした対策に長期的・安定的に取り組むための財源を確保すること。

4. 風評が発生した場合の対策

- 風評被害が発生した場合には、農林漁業者等の経営や道民生活に影響が生じないように、確実かつ迅速な賠償を行うことについて、東京電力を強く指導すること。
- 損害の確認にあたっては、被害者の負担を極力軽減するよう、東京電力を強く指導すること。